



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

長野県医学生修学資金 貸与制度について

※R6.4時点の内容であり、今後見直す可能性があります。



○貸与の対象者

- ・将来、医師として長野県の医療に貢献しようとする意志を有する者
- ・出身地、大学は問わない
- ・信州大学地域枠、東京科学大学地域枠で入学した者には、
必須で貸与

○貸与金額

月額20万円（最長6年間、最大貸与額1,440万円）

※ただし、休学・停学・留年期間中は貸与されません。

※貸与金に使途の制限はありません。



○在学中について

- ・ 医学生修学資金の貸与を受けた方は、在学中
「長野県医学生修学資金貸与者 卒前支援プラン」が適用されます。
- ・ 「卒前支援プラン」は、卒業後、県内の地域医療に貢献いただくにあたり、意識の醸成や同じ志を持った医学生修学資金貸与者との繋がりを作ることを目的にしています。
- ・ 勤務している先輩医師からの話を聞く機会もあり、将来、医師としてどのように勤務していくかを知ることができます。

大学の科目
「地域医療学習
プログラム」に
連動しています。

長野県医学生修学資金貸与者 卒前支援プラン

※大学1年生から貸与を受けた場合

修学資金貸与決定	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	①スタートアップセミナー ②地域医療の現場研修会 ③各種研修会等への参加	④各種研修会等への参加	⑤各種研修会等への参加	⑥各種研修会等への参加	⑦各種研修会等への参加 ※県内臨床研修病院合同説明会	⑧各種研修会等への参加 └ 医師国家試験 ⑨県と医師国家試験合格者との懇談会

在学中の6年間、修学資金を貸与 →

③～⑧の各種研修会等

信州医師確保総合支援センターが毎年度企画する下記の研修会等を指す。

【主要研修等】 夏季交流会(8月)、秋季研修会(10月)、春季研修会(3月) ※少なくとも1つに参加

【その他研修会等】 女性医師キャリア形成支援イベント、多職種協働研修会、ブラッシュアップセミナー 等

※研修等の詳細については、毎年度、対象者に通知

他に、年1回、信州医師確保総合支援センター専任医師(担当者)と面談を実施



○卒業後について

- ・貸与を受けた期間の1.5倍の期間を県が指定する医療機関で勤務していただきます。

従事期間
- ・従事期間中は、「キャリア形成プログラム」が適用され、プログラムに沿って勤務いただきます。
- ・従事期間が終了したら、貸与した額は全額返還免除となります。

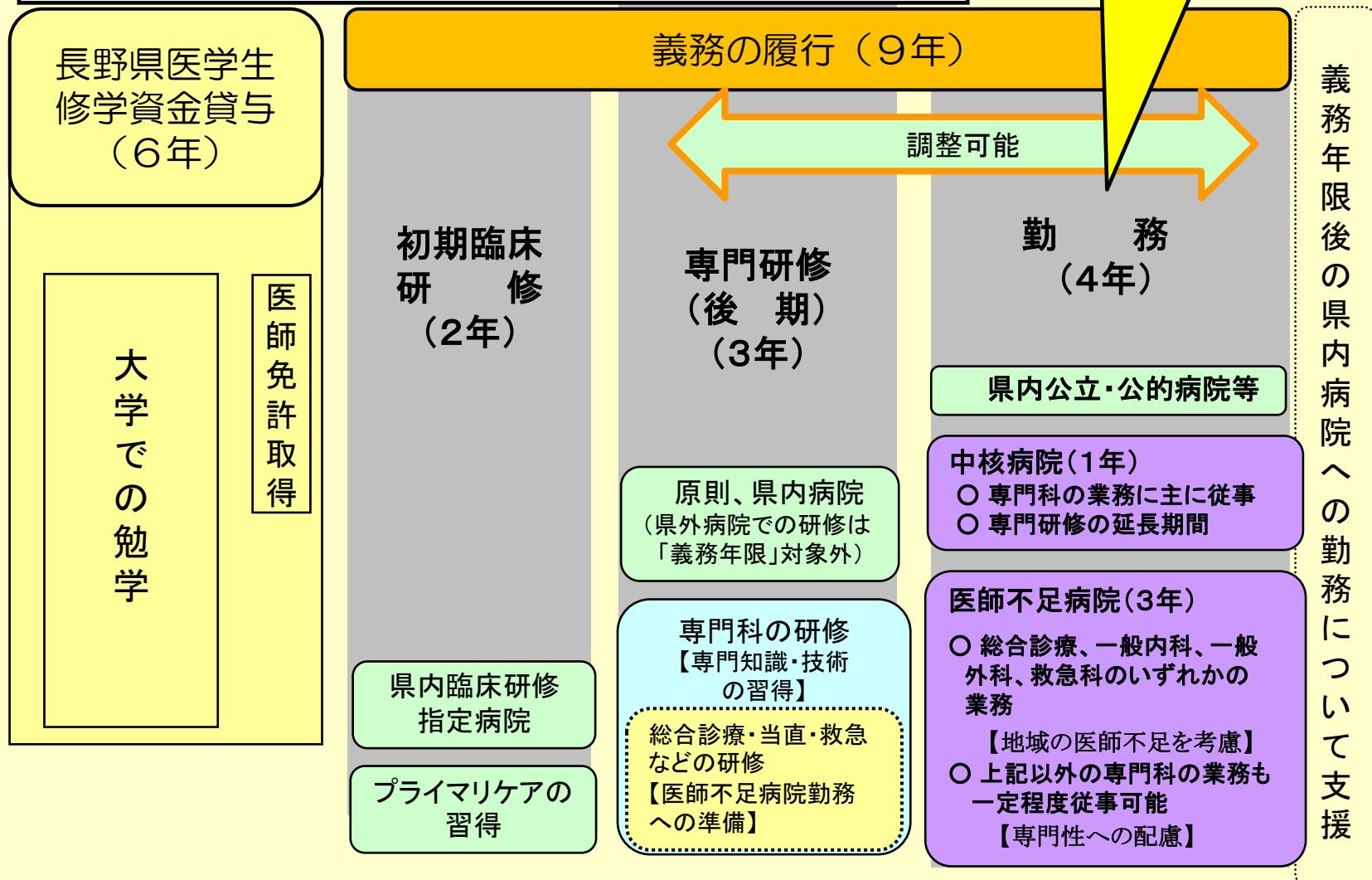
【注意】

従事期間を全ういただけない場合、貸与額全額に年率10%の利息を付けて返還いただきます。なお、全ういただけない理由によっては、専門医の取得に影響が出る場合があります。

キャリア形成プログラム

〔大学在学時の6年間、医学生修学資金の貸与を受けた場合〕

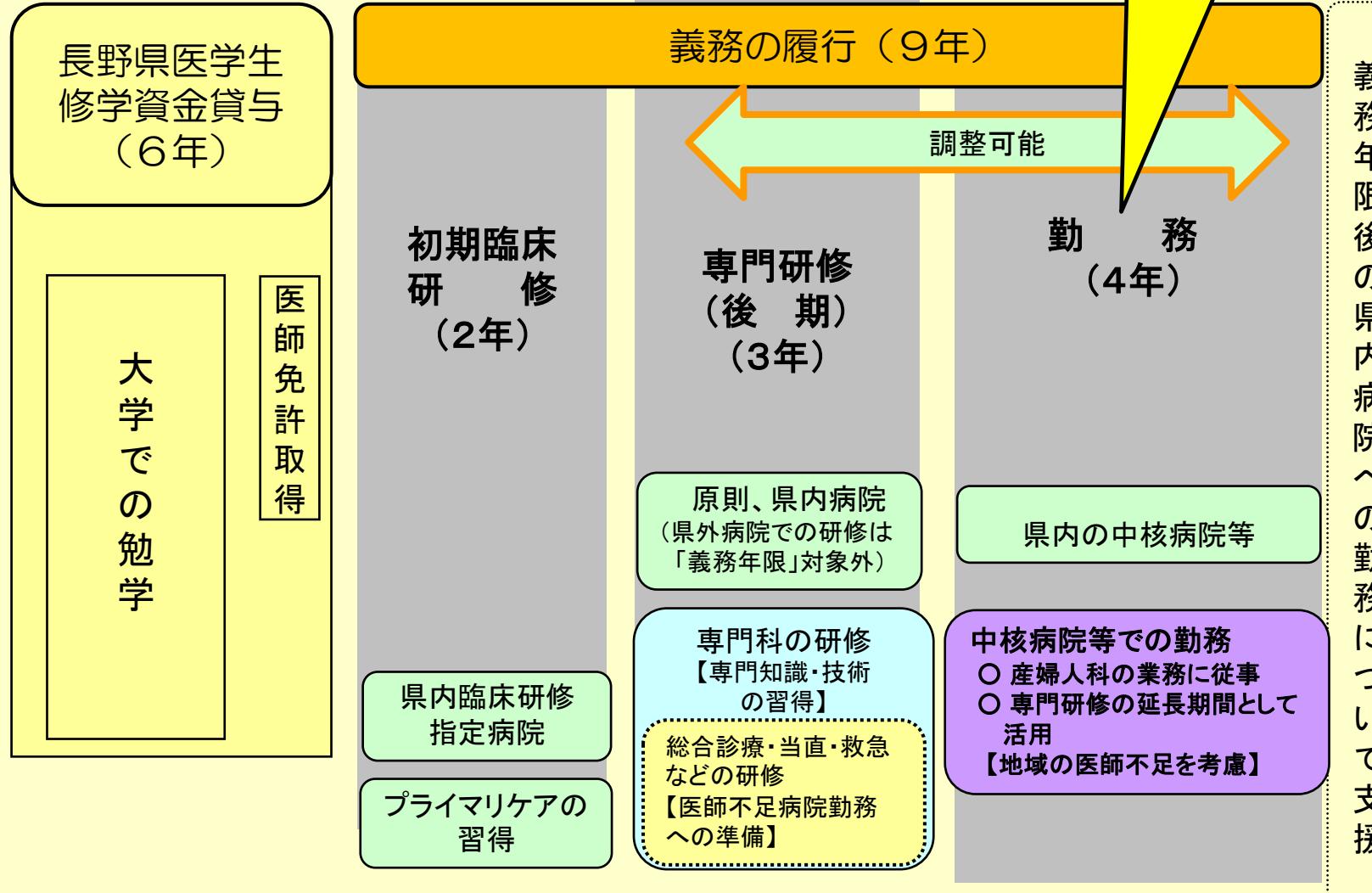
※令和6年(2024)4月1日時点でのモデルであり、今後、見直す可能性があります。



キャリア形成プログラム（産婦人科）

〔大学在学時の6年間、医学生修学資金の貸与を受けた場合〕

※令和6年(2024)4月1日時点でのモデルであり、今後、見直す可能性があります。





長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

○初期臨床研修（2年）

- ・本人の希望により、医師臨床研修マッチングの手続きで決定された県内の臨床研修病院を指定します。

○専門研修（3年）

- ・専攻する診療科については、ある程度本人の希望を尊重しますが、将来、医師が不足する医療機関で勤務をするため、幅広い診療能力を身に着けていただくことを意識し、県内の病院を指定します。

○勤務（4年）

- ・県内の公立（県立、市町村立、組合立）、公的（日赤、厚生連）、国立病院機構の医療機関等に勤務いただきます。
- ・4年のうち1年は規模の大きい病院、3年は医師が不足している中小規模の病院等で勤務いただきます。
- ・本人の希望もお聞きしますが、県内医療機関の状況等を勘案し、勤務先を指定します。



○在学中の留意点

- ・休学、停学、留年期間中は貸与を停止します。
- ・通算で2回留年すると貸与を取消し、返還いただきます。
- ・従事義務がある他の奨学金等との併用はできません。
※日本学生支援機構の奨学金との併用は可
- ・自身の判断で途中で貸与を停止することはできません。

○卒業後の留意点

- ・卒業後、2年以内に医師免許を取得しなかった場合
(=医師国家試験に2年連続不合格)返還いただきます。
- ・勤務にあたっては、県内の医療の状況を考慮するため、ご自身の希望する病院で勤務できない場合があります。

○よくあるご質問

Q. 勤務の際は、「総合診療、一般内科、一般外科、救急の業務に従事」とありますが、それ以外の診療科の専門医は取れないのでしょうか。

A. 専門医の取得について制限はかけておりません。

ただし、勤務をいただく際は、総合診療、一般内科、一般外科、救急の業務に従事いただく可能性があります。

Q. 産前・産後休暇の扱いはどうなりますか。育児休業は取得できますか。

A. 労働基準法に合致した産前・産後休暇は従事期間に算入されます。また、育児休業は取得可能ですが、従事期間には算入されません。